

国保・高齢者医療だより

交通事故等に遭ったら

必ず届出をしましょう

交通事故など、第三者（他人）行為によって傷病等を受けた場合でも、保険証を使って治療を受けることができます。

第三者行為により受けた傷病等の医療費は、加害者が全額を負担するのが原則です。保険証を使って治療を受けた場合、被害者の医療費を一時的に立替え、あとで加害者へ費用を請求します。保険証で治療等を受ける場合は、必ず「第三者行為による傷病届」を町民課国保年金係へ提出して下さい。

※自損事故の場合も、届出を提出して下さい。

届出書は、役場町民課にあります。

◎事故に遭ったら

①すぐに警察へ届けてください。（けが等があったら人身事故として処理をしてもらってください。）

②事故の状況を確認し、相手方の氏名・住所・連絡先だけではなく、自賠責保険等の会社名や番号に関する情報についても確認してください。

☆また、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると保険証が使用できなくなります。示談の前に必ず国保年金係へご相談ください。

○問合せ 町民課国保年金係 ☎21113

戦没者等のご遺族の皆様へ

第十回特別弔慰金の請求がまだの方は早めにお手続きを！

戦没者等のご遺族に第十回特別弔慰金（記名国債）が支給されます。なお、第十回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔意の意を表すため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

○支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順位が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

○支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

○請求期限 平成30年4月2日まで

（期限を超過しますと第十回特別弔慰金を受けることができません。）

○請求及び問合せ窓口 保健福祉課 ☎21603